

用語集

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいいます。

ポジティブ・アクション

「積極的改善措置」のことで、様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。

ジェンダー

「社会的性別」のことで、「女らしさ」「男らしさ」などそれぞれの性にふさわしいと期待される行動や態度を人が育つ過程で身につけていく「文化的、社会的につくられた性差」のことで、生物学的な性別（セックス）と区別して用いられています。

性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」「男は主、女は従」などに表されるように、性別によって適した役割や能力、活動する分野があるとして、性別によって役割を固定化する考え方や意識をいいます。結果的に男女格差を生み出しています。

ドメスティック・バイオレンス(DV)

「配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義しています。

セクシュアル・ハラスメント

「性的嫌がらせ」のことで、職場においては、労働条件について不利益を受けたり、就業環境が害されることをいいます。被害は男女どちらにもおこりえますが、圧倒的に女性が被害を受けることが多く、学校や地域社会などでもおきています。

デートDV

結婚していない交際中の男女間における暴力のこと。

高槻市男女共同参画推進条例

平成17年12月に制定されました。男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、市並びに市民、事業者及び各種の団体の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

たかつき男女共同参画プラン

平成15年3月に策定されました。高槻市男女共同参画推進条例に基づき、男女の実質的平等を目指すために、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、職場・家庭・地域社会等のあらゆる分野において、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進することを目的とします。

高槻市男女共同参画に関する 市民意識調査報告書【概要版】

平成23年(2011年)3月
発行:高槻市市民参画部人権室男女共同参画課
〒569-0804 大阪府高槻市紺屋町1番2号
(総合市民交流センター4F)

TEL 072-685-3741 FAX 072-686-2455
HP <http://www.city.takatsuki.osaka.jp/>

高槻市 男女共同参画に関する

市民意識調査報告書 概要版



平成23年(2011年)3月
高槻市